

山産協第27号
令和6年9月13日

産業廃棄物処理事業者 各位
(産業廃棄物排出事業者)

(一社)山口県産業廃棄物協会
会長 長田 聖士 (公印省略)

令和6年度 情報開示実務者研修会(パソコン操作)のご案内

当協会は、山口県の委託により、優良産業廃棄物処理業者として認定を受けるために必要な要件に関する研修を行っています。

ご案内の研修は、認定申請の際に求められる要件の一つである「事業の透明性」に関するもので、企業情報の公表内容を実際にパソコンで入力する実務型の研修です。また、入力の結果は、実際に認定申請をする際に、公表事項として活用することができます。

本年度は、下記のとおり開催しますので、優良産業廃棄物処理業者として認定の取得を予定されている事業者は、参加されますようご案内いたします。

記

- 1 開催日 (全3回の研修となっています。)
第1回目：令和6年11月7日(木) 13:30～16:30
第2回目：令和6年11月14日(木) 13:30～16:30
第3回目：令和6年11月21日(木) 13:30～16:30
※第3回目は、希望者による講師への電話相談形式となります。
- 2 開催場所 サンフレッシュ山口 (山口勤労者総合福祉センター)
山口市湯田温泉5丁目5-22
- 3 募集人数 20人 (1事業所につき2人まで)
- 4 講師 (公財)産業廃棄物処理事業振興財団
- 5 受講料 無料
- 6 申込方法 裏面の参加申込書を10月18日(金)までにFAX送付してください。
- 7 お問い合わせ (一社)山口県産業廃棄物協会 事務局 中村・徳重 TEL:083-928-1938

【参考】優良産業廃棄物処理業者の認定を受ける要件(概略)：1～5すべてが必要となります。

- 1 実績と遵法性
5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、廃棄物処理法に基づく改善命令等の不利益処分を受けていないこと。
- 2 事業の透明性←今回の研修で学ぶ内容です。
取得した許可の内容や産業廃棄物の処理状況、施設の維持管理状況など、一定の情報について、インターネットにより一定期間以上公表していること。
- 3 環境配慮の取組
ISO14001 やエコアクション21等の認定を取得しており、環境に配慮して事業を行っていること。
- 4 電子マニフェスト
電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用できること。
- 5 財務体質の健全性
 - ・直前3年の各事業年度における自己資本比率が0以上であること。
 - ・直前3年の各事業年度のうち、いずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること、又は、全事業年度における営業利益金額が0を超えること。
 - ・法人税等を滞納していないこと。

